

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可申請
概要	業務条例において、卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外のものに対して卸売をしてはならないこととなっていますが、特別な事情があり、仲卸業者等の買受を不当に制限することとならないと市長が認めて許可をしたときなどは仲卸業者及び売買参加者の以外の者に対して卸売を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	卸売市場法第37条 中央卸売市場業務条例第37条（昭和46年条例第40号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例施行規則第57条（昭和47年規則第7号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第43条（昭和47年規則第8号） （ http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売許可要領（中央卸売市場 各場担当窓口） 卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売許可要領の運用について（中央卸売市場 各場担当窓口）
審査基準	<p>◎ 仲卸業者及び売買参加者の買受を不当に制限することなく、かつ、正当な価格形成に支障を及ぼすおそれがないときは許可します。</p> <p>(1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は当該市場に出荷された生鮮食品等が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあり、次のいずれかに該当する場合 ア 品目、品質又は規格が特殊であるため、当該市場の仲卸業者及び売買参加者に販売することが著しく不向きであるとき、又は、当該物品を買受ける者がいないとき イ 入荷量が著しく多いとき、又は、取引委員会において、高度の規格性と貯蔵性をもち、継続的な供給が可能な品目で市場の適正な価格形成に支障がないと認められたものであるとき</p> <p>(2) 当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合</p> <p>(3) 当該市場に係る開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合</p> <p>(4) 当該市場に係る開設区域外の卸売市場の生鮮食品等の入荷事情等からみて当該市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食品等を、当該市場において卸売の業務を行う次の各号の条件を具備する中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合 ア 当該地区における集散市場としての性格をもち、自主的な集散機能を有する大型の卸売業者であって、年間取扱金額が5億円以上のもの イ 毎日（休業日を除く。）定期的に、小売業者にせり売又は入札売りにより販売を行っているもの ウ 卸売の相手方として必要な資力信用を有しているもの</p> <p>(5) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の提携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合にあって、当該契約に基づく卸売（食肉部における家畜の生体に係るものを除く）がをすればいいにあって次のいづれにも該当するとき ア 当該契約において卸売をしようとする生鮮食品等の品目、卸売の数量の上限、卸売の実施期間（1年以上のものに限る）及び当該生鮮食品等の等の入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること イ 市長があらかじめ委員会の意見を聴いて、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における秩序を乱すおそれがないものとして承認していること</p> <p>(6) 農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、卸売業者が当該食品 製造業に対して卸売をする場合であって、次のいづれにも該当するとき ア 当該契約において、卸売をしようとする生鮮食品等の品目、卸売の数量の上限及び卸売の実施期間（1年以上1年未満のものに限る。）が定められていること イ 市長が、当該契約に基づいて行われる卸売を市場における取引の秩序を乱すおそれがないものとして承認していること</p> <p>◎ 冷凍水産物のほか、塩蔵品のうちの5品目に係る許可については、次により運用します。</p> <p>1. 基準(1)のイに定める「品目、品質又は規格が特殊である」物品には、加工原料等を含むものとする。 2. 基準(1)のイに定める「当該物品を買受ける者がいないとき」とは、当該物品の場内販売（仲卸業者及び売買参加者への卸売をいう。以下同じ。）が困難な場合をいう。 3. 基準(1)のイについては、次の場合を含むものとする。 (1) 取引単位の関係から、あるいは零細出荷者等、販売信用力に乏しい出荷者から依頼されて場内販売の必要量を上回る集荷をしたものを卸売する場合 (2) 買付時点以降の需要事情の変化により、場内販売の必要量が当初の見込みを下回ったものを卸売する場合 (3) その他、類する事由により、場内販売が困難なものを卸売する場合 4. 基準(2)の「残品が生じた場合」とは、卸売開始後1時間を経過し、場内販売がないと認めた場合とする。</p>
標準処理期間	即日 ただし業務条例第37条第1項第2号及び第3号に該当する場合は1か月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi/ijo/page/0000023288.html
備考	—